

(広報資料)

平成29年11月17日

京都市都市計画局

(担当 住宅室住宅管理課)

TEL 2 2 2 - 3 6 3 1

平成29年12月市営住宅入居者の募集について

京都市では、平成29年12月市営住宅入居者の募集について、一般選考（一般住宅、単身者向け住宅、親子ペア住宅、近居入居優先住宅、大家族向け住宅、特別空き家住宅、子育て支援住宅）及び多回数落選者優先選考（一般住宅、単身者向け住宅）を12月1日から行います。

なお、一般選考の親子ペア住宅、大家族向け住宅、特別空き家住宅、子育て支援住宅及び多回数落選者優先選考に申し込まれる方は、一般選考の一般住宅又は単身者向け住宅にも申し込むことができます。

また、近居入居優先住宅に申し込まれる方は、同じニュータウン内の一般選考の一般住宅にも同時に申し込むことができます。

(参考)

今回の募集全体では、一般住宅116戸、単身者向け住宅28戸、親子ペア住宅3戸、近居入居優先住宅7戸（ペアを含みます。）、大家族向け住宅4戸、特別空き家住宅7戸、子育て支援住宅28戸となっており、多回数落選者優先選考については、別表のとおり若干数の募集となっております。

【今回募集のポイント】

- **子育て支援住宅の申込対象世帯の拡充（入居日の前日までに出生予定の方）**
子育て支援住宅については、これまで申込時点で中学校修了前の子どもがいる世帯を対象としていましたが、今回の募集から申込対象世帯を拡充し、申込時点では、子どもはいないが妊娠されている方（入居日の前日（平成30年3月31日）までに子どもを出生予定の方に限ります。）がいる世帯についても、申込みができることとしました（詳しくは、後述4（1）キを御参照ください）。
- **近居入居優先住宅の募集（平成29年9月の募集に引き続き試行実施）**
平成29年9月の募集に引き続き、洛西及び向島の市営住宅で、近居入居優先住宅を募集します（申込要件は平成29年9月の募集と同様です。詳しくは、後述4（1）エを御参照ください）。

1 募集する市営住宅

今回募集する市営住宅の名称，募集戸数，家賃の額，所在地等は，別表1（一般選考）及び別表2（多回数落選者優先選考）のとおりです。

なお，入居時期は，平成30年3月下旬～4月上旬の予定です。

2 申込方法及び期間

(1) 申込用紙，公募案内の配布日時及び場所

ア 日時 平成29年12月1日（金）～12月8日（金）

（土，日曜日を除く。）午前9時～午後5時

イ 場所 ・京都市住宅供給公社 本社1階 業務課（※1）

（上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10）

・市役所の庁舎案内所

・区役所，支所の地域力推進室まちづくり推進担当

・京（みやこ）安心すまいセンター（※2）

（中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階）

・京都府建設交通部住宅課

（上京区下立売通新町西入藪ノ内 京都府庁2号館5階）

・京都府住宅供給公社

（上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地2 京都府庁西別館）

（※1）京都市住宅供給公社本社玄関とくゆうちんコーナーでは，土，日曜日の午前10時～午後6時も配布します。

（※2）京（みやこ）安心すまいセンターでは，水曜日を除く日の午前10時～午後5時の配布となります。

(2) 受付期間及び申込方法

ア 受付期間 平成29年12月1日（金）～12月10日（日）必着

イ 申込方法 郵送

申込書に必要事項を記載し，所定の封筒で中京郵便局（留置）へ郵送してください。受付期間外の到着は，理由のいかんにかかわらず無効です。

3 抽選会

(1) 日時 平成30年2月8日（木） 午後1時30分から

(2) 場所 京都市国際交流会館 イベントホール

（左京区栗田口鳥居町2番地の1）

4 申込資格

(1) 一般選考

ア 一般住宅

一般住宅に申し込むには、次の（ア）～（キ）のすべてに当てはまる必要があります。入居までにこれらが1つでも欠けたときは、入居できません。

- （ア） 京都市内に居住しているか又は勤務先があること（居住地は、住民票で確認できること。）。
- （イ） 現に同居し又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚約者を含みます。以下「同居親族」といいます。）があり、同時に入居できること。
- （ウ） 申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- （エ） 過去に市営住宅を不正に使用したこと（市営住宅条例に違反し、法的措置により明渡しを求められた者などを含みます。）がないこと。
- （オ） 現に住宅に困窮していること。
- （カ） 年間の収入が定められた基準の範囲内であること。

注1：「収入」とは、入居者及び同居者における所得税法の例に準じて算出した所得金額の合計から、公営住宅法上の扶養親族控除などの控除額を差し引いた額です。

注2：収入の基準は、収入の種類や同居親族、扶養親族及び特別控除対象者の人数などによって異なりますので、詳しくは、公募案内を御覧ください。

- （キ） 申込者又は同居しようとする親族に施設等に入所中又は入院中の方がおられる場合、退所・退院して同時に入居できること。

イ 単身者向け住宅

単身者向け住宅に申し込むには、一般住宅の申込資格[4（1）アの（ア）及び（ウ）～（キ）]を備えていることのほか、次のいずれかに当てはまる必要があります。

- （ア） 60歳以上の方（平成30年3月31日時点。以下同じ。）
- （イ） 障害者（身体障害者手帳（1級から4級まで）又は精神障害者保健福祉手帳（1級から3級まで）、又は療育手帳（AからBまで）の交付を受けている方）
- （ウ） 戦傷病者（戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である方）
- （エ） 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方）
- （オ） 生活保護受給者等（生活保護法に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている方）
- （カ） 海外からの引揚者（本邦に引き揚げた日から起算して5年を経

過していない方)

- (キ) 平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- (ク) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定するDV被害者（一時保護又は保護が終了してから5年を経過していない方又は裁判所からの保護命令から5年を経過していない方）
- (ケ) 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方
- (コ) 結核により病院又は診療所入院した期間が1年以上の結核患者で、当該病院又は診療所を退院した日から起算して1年を経過していない方

ウ 親子ペア住宅

親子ペア住宅に申し込むには、子世帯とその親世帯又は孫世帯とその祖父母世帯の2世帯で構成されており、それぞれが一般住宅の申込資格を備え、かつ、2世帯がそろって入居できることが必要です。

エ 近居入居優先住宅

近居とは、親子などの親族がそれぞれ近くに居住することをいいます。ペア募集への申込みは、子世帯とその親世帯又は孫世帯とその祖父母（直系2親等の尊属）世帯の2世帯で構成されており、それぞれが一般住宅の申込資格を備え、かつ、同じ団地の2戸の市営住宅に、2世帯がそろって入居できる世帯であることが必要です。

1世帯募集への申込みは、応募する市営住宅と同じニュータウン内の市営住宅、府営住宅又はUR賃貸住宅に、2親等内の親族が現に入居している（入居予定を含みます。）世帯であることが必要です。

オ 大家族向け住宅

大家族向け住宅に申し込むには、一般住宅の申込資格を備え、かつ、尊属2親等内の60歳以上の高齢者を含む5人以上の世帯又は高齢者を含まない6人以上の世帯であることが必要です。

カ 特別空き家住宅

今回募集する特別空き家住宅は、前入居者の方が部屋で亡くなっているものの、部屋自体には重大な損傷もなく、所定の整備後は何らそんな色なく使用することが可能な住宅です。

特別空き家住宅に申し込むには、一般住宅又は単身者向け住宅の申込資格を備え、かつ、上記の特別空き家となった理由を十分御理解いただける方に限ります。

なお、入居時には、特別空き家になった理由に起因する一切の異議を申し立てないことの誓約書を提出していただきます。

キ 子育て支援住宅（子育て世帯向けリノベーション住宅）

子育て支援住宅に申し込むには、一般住宅の申込資格を備え、かつ、中学校修了前の子どもがいる世帯であることが必要です。

注1：「中学校修了前の子どもがいる世帯」とは、15歳に達する日以後の最初の年度末（3月31日）までの子どもがいる世帯（平成30年3月31日までに子どもを出産予定の方がいる世帯を含みます。）です。

注2：子育て世帯の専用住宅として、入居期間を定めています。

（入居期間：入居承認時の末子（一番下の子）が18歳になった年度末（3月31日）まで。）

(2) 多回数落選者優先選考

多回数落選者優先選考に申し込むには、一般住宅又は単身者向け住宅の申込資格を備え、かつ、前回の公募までに11回以上、単身者向け住宅の申込みについては9回以上落選されていることが必要です。

5 選考方法

(1) 第1次審査

申込書に記載された内容によって審査します。収入が基準を超えているなどの理由で申込資格のない方は、無資格となります。

なお、無資格となった方には、異議申立ての機会があります。

(2) 公開抽選

第1次審査合格者について、公開抽選を行い、登録する順位を決定します（3を参照）。

(3) 第2次審査

申込区分ごとに登録順位第1位の方から順次第2次審査を行います。

なお、第1次審査に合格されても必要な書類を提出されないとき又は申込書の記載内容が証明できないときや虚偽であることが判明したときは、失格となります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

京都市住宅供給公社 業務課 公募担当（電話 223-2142）

（京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10）

※ 火災・水害などで住居を失い、り災証明書の出ている世帯の方が入居できる制度としては、り災から1箇月以内に限り緊急避難的に市営住宅に一時入居できる制度に加え、り災から3箇月以内であれば市営住宅に特定入居できる制度が別にあります。ただし、入居には一定の要件がありますので、京都市住宅供給公社まで御相談ください。